

第6章 その他知っておきたいこと

1 認定NPO法人等に対する監督規定

認定NPO法人等は、税制上の優遇措置が受けられることから、NPO法で次のような監督規定が設けられています。

川崎市は、認定NPO法人等が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し「報告」を求めたり、職員が当該法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは、帳簿、書類その他の物件を「検査」したりすることが可能となっています。

また、認定NPO法人等について、認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の「勧告」をすることができます。

その他、NPO法第5条第1項違反が認められる場合の「その他の事業の停止」や、取消事由に該当した場合の「認定の取消し」などの措置をとることができることが定められています。

このように、認定NPO法人等の監督規定は段階的に定められており、改善の機会を設けながらも、正当な理由なく必要な措置を採らない場合等においては、認定等を取り消すことができるようになっていきます。

【表 12】 認定等の取消しに係る事由

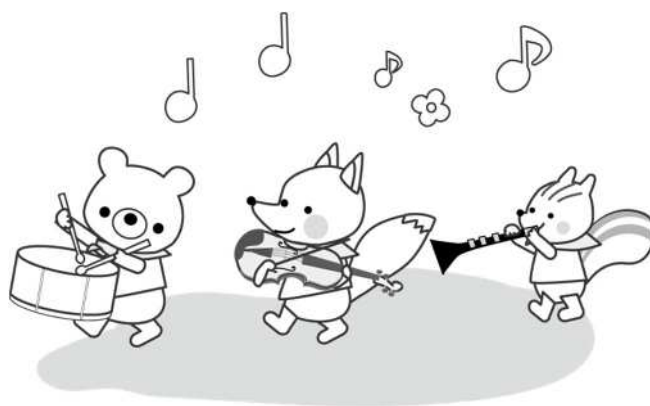
区 分	内 容
所轄庁が認定等を取り消さなければならない場合	(1) 欠格事由のいずれかに該当するとき ※欠格事由についてはP10～11をご参照ください。 (2) 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新、又は合併の認定を受けたとき (3) 正当な理由がなく、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令やその他の事業の停止命令に従わないとき (4) 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消の申請があったとき
所轄庁が認定等を取り消すことができる場合	(1) 認定基準の一部に適合しなくなったとき ※運営組織及び経理や事業活動が適正であること、法令違反等がないことの基準等についてはP7～10をご参照ください。 (2) 事業報告書等を期限内に提出していない、また、法で定められた閲覧の義務を守っていないとき (3) その他、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

2 認定等の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その**認定等の効力を失います**。

- (1) 認定等の有効期間が経過したとき
- (2) 認定NPO法人等が認定NPO法人等でないNPO法人と合併をした場合、その合併がそれに係る認定を経ずにその効力を生じたとき
- (3) 認定NPO法人等が解散したとき
- (4) 特例認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき

なお、川崎市は、認定NPO法人等が認定等の効力を失ったときは、告示又は本市ホームページにおいてその旨を公示します。



★ 知っていますか？ ～寄附金税額控除の仕組み～

認定NPO法人等に寄附をした場合、寄附金控除は、どのような手続きで受けられるのでしょうか。

◆個人（川崎市民）が寄附をすると

1 寄附をする(例:1万円)



寄付先のNPO法人から寄付に関する受領証明書を受け取り、申告時(寄付をした年の翌年3月15日まで)まで保管しておく。

※1…控除額には上限があります。 ※2…市民税・県民税それぞれの控除を受けるには、寄付先のNPO法人が市と県のそれぞれで指定されている必要があります。 ※3…認定NPO法人への寄付については、法人税や相続税に関する優遇措置があります。

認定か特例認定を受けている場合
※条例指定も受けている場合を含む

条例指定のみ受けている場合

2 所轄税務署で確定申告をする

2 各市税事務所などで、個人住民税の申告をする

3 所得税・個人住民税が軽減

最大で**4,000円**の税金が軽減

(1万円－適用下限額2,000円)
× 50% = 4,000円
…所得税分3,200円、市民税分
640円、県民税分160円

※税額控除を適用の場合

3 個人住民税が軽減

最大で**800円**の税金が軽減

(1万円－適用下限額2,000円)
× 10% = 800円
…市民税分640円、県民税分160円

捨てないで！

寄附金控除を受けるために確定申告等を行う際、寄附金受領証明書の提示が必要になります。



MEMO